News Release

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

平成２４年１１月２１日

京都府内において火災事故（人損なし）が発生しました

平成２４年１１月２０日（火）に京都府内の一般集合住宅において火災事故（人損なし）が発生した旨の報告がありました。

１．事故の概要

平成２４年１１月２０日（火）に京都府内の一般集合住宅において火災事故が発生した旨、ガス事業法第４６条に基づき、大阪ガス株式会社から中部近畿産業保安監督部近畿支部に対して報告がありました。

事故の詳しい状況は以下のとおりです。

また、同様の情報を本日、産業保安の都市ガスの安全のページに掲載しますので併せてお知らせします。

なお、経済産業省は、中部近畿産業保安監督部近畿支部を通じて、大阪ガス株式会社より１ヵ月以内に詳細な報告を受ける予定です。

［掲載箇所］
http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/citygas/detail/gas_accident.html

［掲載内容］

事業形態：	一般ガス事業者
ガス種：	１３Ａ
事故発生日：	平成２４年１１月２０日（火）
事故発生場所：	一般集合住宅
被害状況：	人的被害：なし 物的被害：ファンヒーター本体、座布団、床の一部焼損
事故概要：	消防より火災の連絡を受けて、事業者が出動したところ、ファンヒーター本体と消費者が消火に使用した座布団の焼損が確認されました。 消費者が、ファンヒーターの接続口がガスコード用であったにも関わらず、無理にゴム管を接続したため、当該接続部からガスが漏れ、漏れたガスに引火したものと推測されますが、現在、詳細を調査中です。
機器分類：	ゴム管
（参考情報）	製造者：調査中 型番：調査中 製造時期：調査中

２．注意喚起について

○接続具は、ガス機器やガス栓にあった適切なものを使用してください。
・ガス機器やガス栓によって、接続具が異なります。無理な接続は、ガス漏れ、火災などの原因になりますので、ガス機器、接続具の取扱説明書をよく読むなどにより、形状にあったものを正しく接続しましょう。

○ガス臭いと感じたら、すぐガス事業者（一般ガス事業者・簡易ガス事業者）へ連絡してください。
・使用中の火気は全部消してください。
・火気は絶対に使用しないでください。
・着火源となる換気扇、電灯等のスイッチに絶対に手を触れないでください。
・窓や戸を大きく開けましょう。
・ガス栓やメーターガス栓を閉めましょう。

○ガス漏れの発生を素早く認知するには、ガス漏れ警報器の設置が効果的です。
なお、ガス漏れ警報器は、常に電源コンセントに接続しておいてください。

（本発表資料のお問い合わせ先）
商務流通保安グループ　ガス安全室長　福田　敦史
担当者：縄田、奥山
電　話：０３－３５０１－１５１１（内線：４９３２）
０３－３５０１－４０３２（直通）